

砺波市農業委員会 8 月総会議事録

開催日時 令和 6 年 8 月 6 日（火）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 小ホール

出席した委員 24 名

1 番	西原 登	17 番	亀永 理恵
3 番	吉田 一馬	19 番	中村 栄克
5 番	林 政樹	20 番	満保 雅春
6 番	前野 久	21 番	今井 久人
7 番	石田 智久	22 番	松原 光雄
8 番	鴨井 克之	23 番	黒田 英嗣
9 番	川邊 洋	24 番	山本 渉
10 番	舘 和香子	25 番	小幡 直也
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	27 番	齋藤 徹
15 番	飯田 輝一	28 番	片山 雅喜
16 番	飯田 真紀	29 番	水野 勢津子

欠席した委員 5 名

2 番	堀田 敬三	14 番	松浦 正一
4 番	柴田 泰利	18 番	土田 英雄
13 番	森田 修		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4 名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				
農業振興課	1 名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請
に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項 1 号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会8月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 本日はお忙しい中総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、先日砺波市農業再生協議会と砺波市営農指導協議会の総会が開催されました。どちらも主に経営所得安定対策の推進を目的とした協議会で、それぞれの農業の課題に対して活動しています。会議の中の各団体の意見交換で農業委員会として2つの話をしてきました。1つは地域計画の策定に向けての取組ということで、今現在各地区で10年後の農地利用の姿を示す目標地図の作成を進めているという現状について、もう1つは耕作放棄地の再生利用についてです。今後も協議会やその他農業者の方が集まる機会に農業の課題というものをみなさま方と共有し、意見交換していきたいと思います。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中24名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号27番 齋藤 徹委員・議席番号28番 片山 雅喜委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の１ページをお願いします。
今月の案件は、２件でございます。

(議案書全件朗読)

番号１は、譲受人が畑として利用している自宅に隣接した申請地を、引き続き農地として利用するため所有権を取得するものです。番号２は、相続した農地の譲渡を譲渡人が検討していたところ、譲受人と話がまとまったものです。譲受人は、農地法第３条第２項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第１２号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 １番について、以前から譲受人が自宅の畑として利用していましたが、譲渡人の所有する農地ということがわかり、今後も引き続き畑として利用するため譲受人が購入することになったものです。ご承認よろしく願います。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第１２号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第１３号 農地法第５条第１項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の２ページをお願いします。
今月の案件は、３件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

転用案件の別添資料の 1 ページから 6 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は 10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設拡張」に該当します。既存の資材置場に隣接した申請地で事務所等の整備を計画しています。

(議案書番号 2 朗読)

別添資料の 7 ページから 11 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。農地転用の許可基準は「第 3 種農地の原則許可」に該当します。申請地にて、分譲住宅地の造成を計画しています。

(議案書番号 3 朗読)

別添資料の 12 ページから 16 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。申請地にて、共同住宅の建設を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 13 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 林委員、どうぞ。

林委員 1 番について、譲受人は仮設足場の組み立て業を営んでおり、空き家を解体した跡地の宅地を取得し資材置き場や仮設事務所の敷地として利用していましたが、市道から 30m あまり奥に入った場所にあり、舗装されていない 3m 程度の道路にトラックなどの大型車両が出入りすることから特に冬の積雪時に支障がありました。また、駐車場も少なくやむを得ず道路に一時駐車していて苦情があったこともあり、現在の敷地から道までの敷地を取得し、特に駐車場と出入りする道の拡張、その他事業用地の拡大を計画しています。

2 番について、申請地は区画整理が入った区域であり、周辺に商業施設

が多くあるなど住環境が充実しています。市街地周辺での需要が高いことから、15区画の分譲住宅地を計画しています。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 西原委員、どうぞ。

西原委員 3番について、申請地周辺は共同住宅や商業施設等開発が進んでいる地域です。地域にあるアパートの入居率も高く需要があることから、共同住宅の建築を計画しています。なお、近隣の関係者や土地改良区等の同意も得ているものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第13号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
令和6年6月に受け付けた農振除外の願出は4件となっております。

（除外案件番号1朗読）

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せてお願いします。
借受人の現在の住まいは、農振除外・農地転用の手続きを行わないで建築されていきました。このことから、あらためて手続きを行い、是正を図ります。

（除外案件番号2朗読）

別添資料の6ページから10ページまでと併せてお願いします。
借受人は願出者の孫になります。願出者の農地で一般住宅を計画しています。

(軽微な変更案件番号 1 朗読)

別添資料の 1 1 ページから 1 5 ページまでと併せてお願いします。

申請者は 6 次産業化を進めており、いちごの直売に取り組まれています。
来客駐車場が不足しているため、駐車場を拡張する計画です。

(軽微な変更案件番号 2 朗読)

別添資料の 1 6 ページから 2 0 ページまでと併せてお願いします。

営農組合の乾燥施設の老朽化に伴い、現在の敷地で設備を更新する計画
ですが、規模が拡大することから隣接農地を利用する計画です。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項 1 号」について、
補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 除外案件の 1 番について、建物を改築する際に確認したところ、敷地に
農地が含まれていることがわかったため是正するものです。ご承認よろし
くお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 林委員、どうぞ。

林 委 員 除外案件の 2 番について、譲受人は願出者の孫にあたります。願出者は
高齢で、畦草の除草等管理が難しくなっていることから、近隣で分家住宅
を建築して地域に根付き、今後の農地の管理等を手伝いたいと希望されて
います。ご承認よろしくお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 中村委員、どうぞ。

中村委員 軽微な変更の1番について、願出者はイチゴを生産・イチゴ狩り等行っており、春にはイチゴ狩りハウスに隣接した直売所を新設しました。しかし、直売所オープン後に迎えたゴールデンウィークの連休中には県内外から約200人の来場者があり、駐車場の不足する事態となりました。そのため来年度以降の対策として駐車場の拡張を計画しています。ご承認よろしくをお願いします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 前野委員、どうぞ。

前野委員 軽微な変更の2番について、譲受人が所有する乾燥施設は法人化前の組合で建築したもので、数年前法人化した際に規模が拡大し手狭となりました。また、乾燥機そのものが老朽化したためより大型のものに更新する予定となっています。設備を拡大すると敷地が足りなくなることから、隣接農地を取得し敷地を拡張するものです。ご承認よろしくをお願いします。

会 長 軽微な変更というのは農業の振興に資するものであれば可能という基準になっているのでしょうか。

事 務 局 軽微な変更は農用地区域から完全に除くのではなく、農業用施設用地という区分に変更するものです。農業に関連する施設であれば、この変更を行うことで転用許可申請ができるようになります。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)